

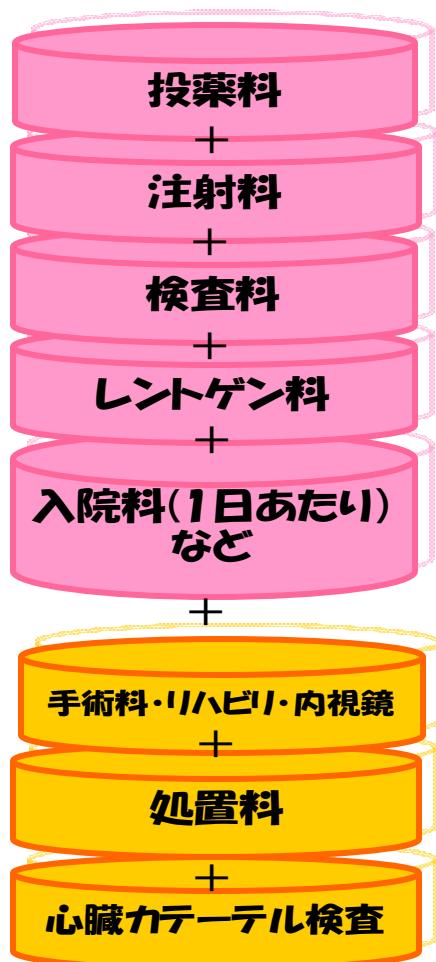
平成21年7月1日から入院医療費の計算方法が変わります。

当院は、厚生労働省の指定を受け、平成21年7月1日からDPC対象病院となります。これに伴い、入院医療費の計算方法がこれまでの診療行為ごとに算定する「出来高算定方式」から患者さまの病名や診療内容に応じた1日あたりの定額の点数を用いて計算する「DPC(診断群分類別包括評価方式)」に変わります。

従来の入院費用の計算

出来高計算方式

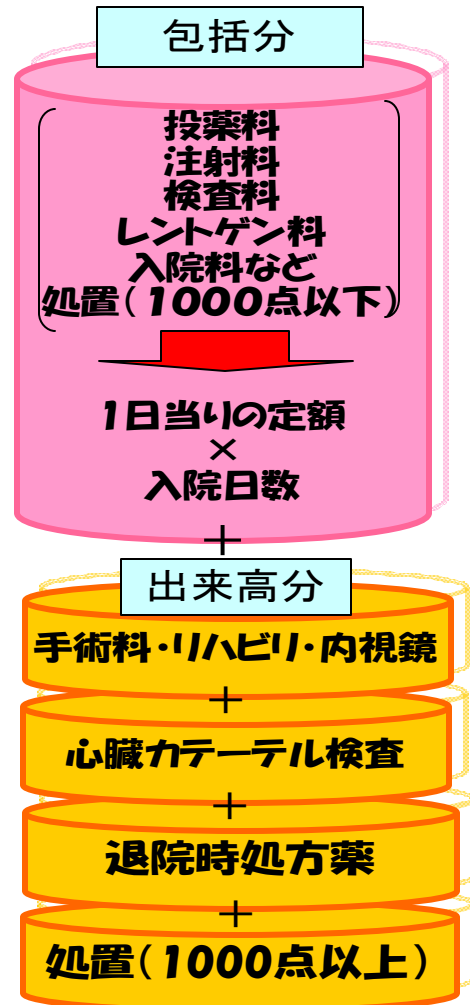
診療行為(薬・検査など)をひとつひとつ計算した合計点数により入院医療費が決まる計算方式です。



平成21年7月以降の入院費の計算

包括計算方式(DPC)

入院のきっかけとなる傷病名により決まる1日あたりの定額点数を用いて、入院医療費を包括的に計算する方式です。



- 平成21年7月1日以降にご入院される患者さまが対象です。
- すべての患者さまの入院費がDPC(診断群分類別包括評価方式)で計算されるのではなく、一部の患者さまにつきましては、例外的に従来の出来高計算となる場合がございます。
- 出産でご入院の方や4階西病棟にご入院される患者さまには従来どおり出来高計算でのご請求となります。あらかじめご承知おきください。

ご質問などがございましたら本館1階の入退院窓口までお問い合わせください。

平成21年6月

DPCでのご入院についてのQ & A

Q1 DPCとはどういう制度ですか？

A1 DPCとは、Diagnosis（診断）Procedure（手技）Combination（組み合わせ）の略で、患者さまの病名や診療内容に基づき、処置・手術などの有無に応じて定められた1日あたりの診断群分類点数をもとに医療費を計算する制度です。

Q2 DPCでの計算はいつから始まりますか？

A2 平成21年7月1日以降に新規入院された患者さまが対象となります。6月30日以前から入院されている患者さまにつきましては、引き続き2ヶ月の間は出来高払い算定となります。

Q3 DPCの対象とならない入院の具体例は？

A3 DPCでの請求開始後は、ご病気が包括対象となる診断群分類にあてはまる場合にDPCでの医療費計算をいたします。以下の場合におきましては出来高計算によって医療費を請求いたします。

- 1 4階西病棟ご入院の患者さま
- 2 公務災害・労働災害でのご入院の場合
- 3 正常分娩などの自費での診療でご入院される場合
- 4 入院後24時間以内に亡くなられた場合及び生後7日以内に亡くなられた場合
- 5 自賠責保険が適用される患者さま
- 6 診断群分類毎に定められた入院期間を超えた患者さま

Q4 入院費は高くなりますか？それとも安くなりますか？

A4 病気の種類（病名）、病状の経過や治療の内容によって1日あたりの医療費が決まるため、従来に比べて高くなることもあれば安くなることもあります。また、入院日数によっても、1日あたりの医療費が変わる仕組みになっています。

Q5 入院費の支払方法はどのようになりますか？

A5 従来どおり、月1回（10日頃）の定期請求（前月分）と退院時の請求です。なお、病状の経過、診療内容の変更などにより、前月分に決定していた診断群分類が変更になった場合は、入院日に遡りまして医療費を再計算し、当月分の医療費にて調整させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

Q6 特定疾患（公費）をもっていますが、その時の支払はどのようになりますか？

A6 特定疾患（公費）の病名が、入院の主たる治療目的であれば、公費適応になります。

Q7 高額療養費の扱いはどのようになりますか？

A7 従来どおり、高額療養費の取扱いについて変更はありません。

当院では、患者さまが入院された目的の治療に対して、医療資源を集中的に使用することで、病状の軽快やご退院が可能なように努めております。緊急を要しない他の病気の治療や検査を希望された場合には、退院後にお願いすることがあります。入院にあたり普段から服用されている薬は、入院中の薬剤管理上必要となります。必ず入院日にお持ちください。